

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成11年2月から同年4月までの期間は59万円、同年5月から同年12月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月1日から12年1月1日まで
年金事務所から届いた通知により、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が10万4,000円に遡及して訂正されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成11年2月から同年4月までの期間は59万円、同年5月から同年12月までの期間は50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成12年1月15日）直後の12年1月19日付けで、申立期間に係る標準報酬月額を遡及して10万4,000円に引き下げていることが確認できる。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、申立期間を含む平成8年3月25日から14年3月31日までの期間、同社の取締役に就任していることが確認できるものの、同社の元事業主（申立人の兄）は、「会社は本部と仮設部があり、弟は、仮設部の責任者として足場の整備やトラックへの積み込みを行っており、会社の経営に関与することは無かった。社会保険事務は本部が委託した社会保険労務士と当社の事務員が行っていた。」、また、同社の元事務員及び元従業員は、「申立人は、現場で資材の積み込みや資材の整備の仕事をしており、社会保険事務には関与していなかった。」旨証言している上、同社に係る滞納処分票（平成11年度）においても申立人の社会保

険事務への関与は確認できず、申立人は、同社の業務執行に責任を負う立場になく、社会保険事務に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 11 年 2 月から同年 4 月までの期間は 59 万円、同年 5 月から同年 12 月までの期間は 50 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から同年6月まで

国民年金手帳の申立期間に係る国民年金印紙検認記録欄には、検認印が押されており、国民年金保険料を納付しているはずであるが、年金事務所に年金記録の照会を行ったところ、当該期間は、船員保険との重複加入が判明したため、保険料を還付しているとの回答があった。

しかし、国民年金保険料を返してもらった記憶は無いので、申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことは、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人が居住する町が保管する国民年金被保険者名簿により確認できるものの、当該期間は、船員保険の被保険者期間であることから、制度上、国民年金に加入することはできず、当該期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、申立人に係る特殊台帳によると、昭和44年度の4月から6月までの欄には、国民年金保険料を納付したことを示す(納)の印がそれぞれ押され、その上段には、申立期間に係る保険料について、社会保険事務所(当時)が44年10月1日付けで還付処理を行ったことを示す、「還付44.4~44.6まで750円(44.10.1)」の記載が確認でき、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、還付された記憶が無いというほかに国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月5日から同年12月29日まで
昭和33年1月に、自分を含む5人がA社に集団就職した。

約1年後の年明けに、A社から仕事が無いので退職するように言われ、退職したが、その後、37年1月に再度同社に就職した。

申立期間当時、社会保険料を差し引いた金額が記入された給料袋をA社から受け取った覚えがあるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務場所、勤務内容、就職に至った経緯等について詳細に覚えていることから判断すると、申立人は、時期は特定できないものの、申立期間当時、A社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、健康保険被保険者番号*番をもって、昭和37年1月5日から同年12月29日までの期間について厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、これ以外に申立人の氏名は見当たらない。

また、前述の被保険者原票によると、申立人が記憶する上司4人のうち2人は、申立期間当時、厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、申立人が同僚として氏名を挙げた6人全員について、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、申立期間当時、A社は、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料は保存期限を経過しているため廃棄しており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険に未加入である理由（事情）は不明である。申立期間当時、申立人は厚生年金保険に未

加入であったと思われるので、保険料控除は無かったと思う。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。